

平成29年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成29年 9月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 9月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 9月6日 午後1時38分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	4	宇田川 亮	5	竹内利一		

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成29年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月6日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第41号 鞍手町教育委員会教育長の任命
- 日程第5 議案第42号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第43号 鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例
- 日程第7 議案第44号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第45号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第46号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第48号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第49号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第52号 平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第53号 平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第54号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第55号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第56号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第57号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第58号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第59号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第60号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第61号 平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第25 議案第62号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第73工区）  
請負契約の締結
- 日程第26 議案第63号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第74工区）  
請負契約の締結
- 日程第27 議案第64号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第75工区）  
請負契約の締結

平成29年9月6日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政報告をさせていただきます。

大字新延地内の土地所有権確認等請求事件の終結について。

平成26年 議案第99号で議決をいただき、裁判所に訴えを提起していました大字新延地内の土地所有権確認等請求事件の経過及び結果について行政報告をいたします。

本件は、平成25年12月頃から大字新延地内の町有地5物件を不法に占拠していた相手方に対し、土地所有権の確認及び明渡し、遅延損害金を含む賃料相当額の支払いを求めたものであります。平成27年4月7日に福岡地方裁判所直方支部に訴状を提出し、同年11月19日の一審判決では鞍手町が提起した訴えがすべて認められる内容のものでした。

このため、相手方はこれを不服として直ちに福岡高等裁判所に控訴されましたが、平成28年11月29日の二審の控訴審判決も、一審の判決内容を支持するものであります。相手方はこれも不服としてさらに最高裁判所に上告されましたが、平成29年6月8日付けでこの上告は棄却されましたので、二審の控訴審判決の内容をもって確定することとなりました。これを受けて、直ちに町顧問弁護士より相手方に対し判決内容の履行を求めましたところ、速やかに看板やバリケードなどは撤去され当該土地を明け渡されるとともに、遅延損害金を含む賃料相当額をお支払いいただきましたので、本件はこれをもって終結いたしましたことを報告いたします。

以上、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

次に、教育長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

行政報告をいたします。

学校給食業務の一部民間委託について。

鞍手町教育委員会は、「鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会」（以下、検討委員会という。）の提言を受け学校給食業務の一部民間委託を決定しましたので報告いたします。

検討委員会は、第6次鞍手町行財政改革に基づき安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供する業務体制を確立するために平成29年5月9日に設置されました。委員構成は、各小中学校PTA会長7名、小中学校校長会代表2名、教頭会1名、学校給食主任者会議代表2名の12名で平成29年7月4日までに4回検討委員会を開催し、現状の課題について

検討を進めました。

学校給食は、子どもたちにとって栄養バランスの取れた食事や食についての衛生管理の体験、また、食に関する指導の「生きた教材」としての活用や、望ましい食生活の形成を図る役割、さらに家庭では不足しがちなビタミン、カルシウムや食物繊維などの栄養摂取の確保等の機能を果たしています。鞍手町学校給食共同調理場でも、この目的を達成するために努力していますが、調理員・運転手の確保が難しい現状があり、将来にわたって学校給食を安定して提供することは、非常に困難であると考えています。また、国の行財政改革の流れの中で学校給食においても、文部科学省から「一定の条件のもと地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう」方針が示されており、近年、全国の自治体で調理業務の民間委託が増加する傾向にあり、民間の学校給食を提供する能力や競争力を活用して、より少ない経費で学校教育の意義に即した給食を提供している自治体も増えています。

検討委員会では、安全で安心な学校給食を将来にわたって安定して提供するためには、献立表作成や食材の購入は現状通りとして学校給食業務のうち「調理業務と配送業務等」を平成30年度から民間委託を導入することが望ましいという結論に至りました。民間委託の実施にあたっては、「鞍手町学校給食業務の一部民間委託に関する実施方針」に沿ってプロポーザル方式により業者選定を実施します。今後とも効率的・効果的な運営を行い、子どもたちにとって安全・安心でおいしい給食を提供し、保護者からも信頼される学校給食運営に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

次に、新延小学校いじめ訴訟裁判について。

新延小学校いじめ訴訟裁判について審理が終了し、平成29年8月24日に判決が出ましたので報告いたします。

本件は平成28年4月27日、原告（新延小学校児童保護者）より鞍手町及び原告児童の同級生の保護者2名が損害賠償請求を提訴されたものであります。

原告保護者は「被告の子（原告の同級生）から数回に渡り、いじめを受けたため不安障害を発症し不登校になり、学校を転校しないといけないようになってしまった。」また、「いじめに対しての訴えを学校や担任は放置し、真摯に取り組まなかった。」と主張、このことから安全配慮義務違反として鞍手町と被告の保護者に220万円の支払いを請求されたものであります。しかし、学校や担任はその都度、誠実に対応しておりお互いの主張が違うため裁判で争うことになり答弁書により認否の確認を数回に渡り繰り返しました。

平成29年8月24日に、「小学校の教諭らは、主体的、継続的に必要かつ相当の措置を講じた」として 1. 原告の請求をいずれも棄却する。2. 訴訟費用は原告の負担とする。との判決がくだり結審いたしました。

今後とも児童・生徒及び保護者から信頼される学校運営に努めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の平成28事業年度に関わる業務実績に関する評価結果の報告書及び平成28年度決算に関わる財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書。教育委員長より提出されております、平成28年度教育委員会点検評価の報告書及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しています。陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番議員 宇田川亮君及び5番議員 竹内利一君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月21日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について原案を適当と認め、原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第41号は、鞍手町教育委員会委員長の任命であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、改正前は教育委員会の委員の任命に対し同意を得ておりましたが、改正後は委員の任命に加え、教育長の任命に対し、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになりました。

現鞍手町教育委員会教育長であります水摩幸隆氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、教育長の任期は3年であり、別紙で任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、日程第5 議案第42号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

委員につきましては、改正前より地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

現鞍手町教育委員会委員であります木月英美代氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第41号及び日程第5 議案第42号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

これから質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第41号及び議案第42号の2件については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号及び議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 鞍手町教育委員会教育長の任命を採決します。

教育委員会教育長に水摩幸隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第41号は同意することに決定しました。

次に、議案第42号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に木月英美代氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第42号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 13時17分

再開 13時20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第6 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第43号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第43号は、鞍手町こども塾設置及び管理運営に関する条例であります。鞍手町「こどもの能力向上プロジェクト」制度設計支援業務委託による制度設計が、平成29年7月31日に完成したことに伴い、平成30年4月より古月保育所敷地内において「鞍手町こども塾」として、こどもの能力向上推進事業を開始するにあたり、その設置及び管理運営に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

以上が、日程第6 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第44号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため空家の利活用について、相談体制や流通促進等の手法を整備することを目的とし、附属機関に「鞍手町空家対策流通促進協議会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第45号は、鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、指定ごみ袋手数料の改定をすることとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第46号は、鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、鞍手町水道水質改善検討委員会の答申に基づき、水道料金の改定をすることとしたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第7 議案第44号から日程第9 議案第46号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第47号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものは、歳出では2款 総務費において庁舎等建替えの移転候補地となる中央公民館周辺の測量業務委託料及び移転候補地内にある小牧墓所の改葬のための業務委託料を追加するほか、国土交通省の補助事業の先駆的空き家対策モデル事業の関係事業費などを追加しております。

3款 民生費においては、平成28年度分の簡素な給付措置・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費に係る国庫支出金の余剰分の返還金を計上したほか、こども塾の平成30年度開設に向けた関連予算などを追加しております。

8款 土木費においては、橋梁維持管理事業の工事請負費において当初予算時の積算誤りが判明したことから、再見積りに伴う追加補正などを行っております。

10款 教育費では、剣南小学校及び剣北小学校の屋上防水工事で工法の変更に伴う予算の追加などを行っております。

一方、歳入では10款 地方交付税のうち普通交付税の決定により追加補正するほか、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、さらに19款 繰越金については、平成28年度決算に伴う本年度への繰越金の確定により追加補正しております。これらの要因により、歳入歳出それぞれ1億1,544万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億6,320万7千円としております。

次に、日程第11 議案第48号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、国民健康保険税の本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金繰入金を減額し、繰入金、諸支出金を追加するもので、これらの増減に伴い国庫支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ6,771万6千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ26億3,584万4千円としております。

次に、日程第12 議案第49号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、平成28年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び平成29年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ406万1千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,296万円としております。

次に、日程第13 議案第50号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、人件費、前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ12万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7,001万7千円としております。

次に、日程第14 議案第51号は、平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、1款 貸付金及び3款 負担金の内、くらて病院建設事業に伴う実施設計に要する予算については、本年度内に支出が終わらない

見込みがあることから、新たに第1表として繰越明許費を設定するものであります。

次に、日程第15 議案第52号は、平成29年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、人件費などの補正要因を調整し、予算第3条収益的支出では支出予算159万円を追加し、支出予算総額を3億4,243万3千円としております。

以上が、日程第10 議案第47号から日程第15 議案第52号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの9件につきましては、平成28年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第53号は、平成28年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額70億4,086万7,426円。

歳出総額69億4,665万5,536円。

差引額9,421万1,890円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源6万円を差し引いた実質収支額は9,415万1,890円となっております。

次に、日程第17 議案第54号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額23億789万2,164円。

歳出総額24億2,029万163円。差引額と実質収支額は、マイナス1億1,239万7,999円となっております。

次に、日程第18 議案第55号は、平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,210万6,726円。

歳出総額2,210万1,388円、差引額と実質収支額は5,338円となっております。

次に、日程第19 議案第56号は、平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億3,969万5,661円。

歳出総額2億3,826万8,048円、差引額と実質収支額は142万7,613円となっ

ております。

次に、日程第20 議案第57号は、平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額55万212円。

歳出総額55万212円、差引額と実質収支額は0円となっております。

次に、日程第21 議案第58号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額8億4,310万5,032円。

歳出総額8億4,300万8,495円、差引額と実質収支額は9万6,537円となっております。

次に、日程第22 議案第59号は、平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額406万7,526円。

歳出総額406万3,816円、差引額と実質収支額は、3,710円となっております。

次に、日程第23 議案第60号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億4,819万9,018円、歳出総額2億4,819万9,018円、差引額と実質収支額は0円となっております。

次に、日程第24 議案第61号は、平成28年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では778万83円の黒字決算となっております。予算第4条に定めた 資本的収入及び支出では9,488万303円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純利益は256万6,585円となります。

以上が、日程第16 議案第53号から日程第24 議案第61号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第25 議案第62号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第73工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第73工区は、8月10日に7共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額8,827万9,200円、工期 平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として、三新・有泉共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第26 議案第63号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第74工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第74工区につきましても、8月10日に6共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額8,588万1,600円、工期 平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として東揚・白石道路施設共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第27 議案第64号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第75工区請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事第75工区につきましても、8月10日に5共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額9,239万4,000円、工期平成29年9月26日から平成30年2月28日までの156日間として、水摩・大山共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第25 議案第62号から日程第27 議案第64号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時38分